

神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会 第2回合同開催 議事録

(事務局) 定刻となりましたので、ただ今より、神奈川県社会的養育推進計画改定に係る神奈川県社会福祉審議会施設里親部会、権利擁護部会の第2回合同開催を始めさせていただきます。委員の皆さまにはお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。神奈川県子ども家庭課主幹の小森でございます。よろしくお願いいたします。

まず、事務局からご報告申し上げます。本日は、施設里親部会は7名の委員の方に、権利擁護部会は8名の委員の方にご出席をいただいておりますので、両部会ともに成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日、横堀部会長におかれましては、所用により11時でご退席される旨を伺っております。また、1月に児童福祉審議会委員を辞任された小川元委員に代わりまして、2月13日から、高橋栄一郎委員にご就任いただいておりますのでご紹介させていただきます。神奈川県議会、高橋栄一郎委員、ご挨拶一言よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

(高橋委員) このたび就任させていただきました、高橋栄一郎です。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また前回に引き続き、権利擁護、施設里親、自立支援の各分野のワーキンググループの座長にもご出席をいただいております。権利擁護グループ座長の常葉大学准教授山屋先生、施設里親ワーキンググループ座長の県児童福祉施設協議会山川会長、自立支援ワーキンググループ座長のあすなろサポートステーション福本所長です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議はこれから12時まで、2時間半を予定しております。本来であれば子ども家庭課長臼井よりご挨拶申し上げるところですが、本日は県議会予算委員会出席のため欠席しておりますので、代わりに私の方から一言ご挨拶をさせていただきます。

各委員におかれましては、年度末の大変お忙しい時期に、お時間をいただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

前回、2月6日の第1回合同開催でご審議いただきました内容については、

2月末に開催された、3つのワーキンググループでも内容の共有を図り、また、それぞれご意見をいただいております。本日も、各ワーキンググループの座長よりご報告いただいた上で、今後の計画策定に向けた具体的な取組みについてご審議いただく予定としておりますので、よろしくお願い致します。

また、かねてより、国の策定要領がなかなか発出されない旨をお伝えしてまいりましたが、今回、皆さまへ資料を送付させていただいた直後に、国より次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領が発出されております。詳しい内容については、担当者からご説明させていただきますが、この策定要領と併せて、「里親委託等の更なる推進について」という通知が発出されております。

こちらについては、前計画策定時に国が掲げた、「乳幼児の里親委託率75%以上」「学童期以降の里親委託率50%以上」という数値目標について、達成期限を令和11年度末として、新計画の策定に盛り込むようにとの内容が改めて示されており、達成の見込みのある都道府県等においては、委託率100%を目指すようにとの記載もあります。

本県の現行計画において、里親委託率は伸びてはおりますが、20%前半を推移している状況であり、令和11年度末までに、国の掲げる数値目標を達成するには、非常に厳しいと思っております。また、委託率が上がることで、不調ケースの増加等、様々な懸念される状況が起こるのではないかと、危惧しているところでもあります。

各自治体において、児童人口や活用できる社会資源なども異なる中、一律の数値目標を達成することが望ましいのか、本県の子どもたちにとって、どのような方向性のもとで計画を策定し、取組みを進めていくべきであるのか考えていくことが必要であり、本合同部会においても、国の動きも踏まえながら、ご審議いただくこととなります。

各委員の皆さまには、是非、忌憚りの無いご意見をいただき、今後の計画策定に反映していただければと思います。本日は、12時までの長時間のご審議となりますが、どうぞよろしくお願い致します。私からの挨拶は以上とさせていただきます。

それではこれよりご審議いただきたいと思っております。合同開催の会議の主宰及び会務の掌理につきましては、増沢座長に委任されております。

では、増沢座長に今後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(増沢座長) 改めまして、皆さんおはようございます。座長を務めさせていただきます、子どもの虹情報研修センターの増沢と申します。よろしくお願いいたします。

前回は現状についての課題やあるべき姿についてご意見をいただきました。今回は2回目の合同開催ということで、具体的な取組案について各ワーキンググループからいろいろなご意見が出ていますので、それを受けて皆さまと一緒に検討していきたいと思っております。

そして一昨日、国の方から策定要領が発出されたわけですがけれども、小森主幹がおっしゃるように、あくまでも、この推進計画の大元は社会的養護の推進、社会的養育の推進ということで、子どもを真ん中に置いた、子どもにとっての最善の利益ということを考えていくのが一番の精神です。そして今回の推進というのは前回もテーマになりましたけれども、PDCAサイクルに則って、常に見直しながら先に進んでいく。PDCAというのは現状を踏まえて、子どもを真ん中に置いて、子どもの最善の利益にかなうプランを立てていくということになるかと思っておりますので、小森主幹がおっしゃったように、神奈川県の子どもの現状を踏まえて、あるべき取組案というものをきちんと考えていくということが本流だと思いますので、その方向で皆さんご審議いただければと思います。

それでは、早速議題に入りたいと思います。前回の検討も踏まえて、推進計画の具体的な取組みについてということで、まず事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局) 説明

(増沢座長) それでは、これから4つの柱立てに沿って、具体的に取組みに繋がるような形でご意見をいただけたらと思います。まず権利擁護の柱から、ワーキンググループからの報告も踏まえ、ご意見を伺いたいと思います。

(山本委員) 統一的に強調しておきたいことですが、どの事業に関しても、定義について今一度確認が必要なのと、実態調査が必要という2つが共通していると思います。

定義の方ですが、いずれの事業においても一番大事なものは、子どもの安全安心の保障、健全育成の達成です。例えば、パーマネンシーの保障と言われていますが、誰とのパーマネンシーなのかというのは流動的です。子どもにとって一番長く生活の中で接している大人ということであれば、日本の場合どうしても親との関係に焦点がいきますけど、長く親と離れて施設で暮らす子は、その施設の生活で誰が一番継続的に寄り添っているのかがパーマネンシーの課題です。でもこれはどんどん流動しています。ただその時、主人公は子どもで、子ども自身の安全安心がちゃんと保障されて、その子が育っていく上での健全育成の達成にプラスになっているか、これがパーマネンシーの基準になるはずですよ。

そのように考えると、他の自立に関しても、すべてその人が今安全安心で、健康な成長、成熟を果たしているかという基準で定義を考えるべきだと思います。国の数値目標とかもありますけど、そもそもその子どもが安全安心を保障されているかどうかというところに焦点を合わせておくことが必要ではないかと感じました。

(増沢座長) ありがとうございます。本質的なお話だと思います。ここがぶれてしまうと、子ども不在の数値目標を目指すというのはちょっと違う方向に行く危険が常にあると思いますので、大事な指摘ありがとうございます。

それと定義の問題は、これもすべての柱に言える話ですけども、やはり実態がどうだからどういう取組みが必要ということが本当に分かっていない。全国的にも、国の統計は児童虐待対応件数だけが広報されているような状況なので、実際のところ、要保護児童が県内の各市町村にどれだけ登録されていて、どのような支援がなされ、さらにはその手前の支援が必要な方々がどれだけいるのかなどの調査、これはなかなか難しいと思いますけれど、要保護児童の登録数ぐらいは把握できると思います。それから、こうした推進計画を考える時に現状分析が必要ですが、一時保護ケースや、虐待通告がどれだけあって、どれだけ認定されているかということと、その子どもたちの実態、一時保護、里親、施設それぞれの子どもたち、それから自立していく子どもたちの実態を、計画を立てる時に慌てて把握しようとするのではなく、5年間の推進計画の中で常に実態を明らかにして、サイクルを回していく仕組みを作っておくことが

前提になると思います。横堀委員、お願いします。

(横堀委員) 山本委員がさまざまな取り組みの柱に通ずるところを言ってくださいましたので、横断的なことを私からも加えさせていただきます。

神奈川県計画ですので、やはり、県としてこれまで、どのような特性を持った施策や実践を実際にしてきたのか、いい意味で整理し振り返ることが、先ほどの自立支援の辺りで出た話に重なるところかと思えます。こういうことはできたけれども、この辺は抜けている等も含めてです。県として力を入れてきたのはどういう点であったのかの確認にもなるだろうと思えます。それぞれの自治体がこれから計画の改訂にあたり数値も出していくわけですが、自治体によって、地域特性も異なり、社会資源のありようも違ってしますので、数字のみで見えてこない実際のレベルを再度確認して、今後のグランドデザインを描いていく機会なのではないかと思えます。

そうした中で、現状分析はすべてのベースになると思います。県内のどんな社会資源が何を強みとして機能してきたのかを確認することからでしょうか。今般、国から示された取り組み課題もありますが、現場レベルにおいて、こういうものこそ必要だったけれどできてこなかった等の声を集約すること、つまり、数値のみで取れない、計れないそうした関係者の声をヒアリング等を通じて集約すること等も丁寧に行うことが重要と考えます。

今している議論は計画をゼロから作っていくものではないので、これまでの取り組みの実際に今後何を加えていくか、あるいは今までやってきたことに加えてどのような動きや新たなつながり等を生み出すか、そのことで、どのような展開があり得るかということのを改めて検討することかと思っております。

例えば、母子生活支援施設が県内に設置されていないという点についてです。ないところからは作るという話も当然出てくる可能性があります。では、ない中でどのように関係者が母子の支援をやってきたのだろうと思うわけです。そういう一つひとつの状況を振り返りながら、何かを加えていく必要があるのかを検討することでグランドデザインが見えてくると思えます。ですので、先の申しましたように、実態把握を関係者からよく聴き取って行うようなプロセスも入れて、実質的・現実的な協議を行うことが必要かと思えます。

また、そのデザインを今後描いていく際には、他の自治体について学びます

と、多様な先行実践例も得られます。他の自治体はしてこなかったけれども、ある自治体では継続してきた取り組み等も抽出されてきます。例えば先ほどの高校生交流会は、多くの自治体・地域が開催をやめてしまい、全国区の開催もやめてしまった経緯があるのですが、現在に至るまで、だからこそ意図的・意識的に取り組んできた自治体や地域もあります。そんなところには、何かヒントが詰まっているだろうと思うわけです。

したがって、県の内側からくみ取ることと、外の先行実践例からヒントにしながらか、それらに照らして神奈川の強みを活かしていくこと、その双方を意識しながら検討のプロセスを作っていただきたいと思います。

(増沢座長) これも本質的なご意見をありがとうございました。P D C Aサイクルということも国も言っていますが、5年前に行動計画を立てたわけですから、本来、もうP D C Aを回していなくてはいけないという話ですよ。ですので、先ほどの現状分析もそうですけれども、常にやっていることを評価するシステムをきちんと作っていく。児童相談所の第三者評価の話もありましたが、これは他のいろいろな機能に対しても言える話なので、とても大事なご意見をありがとうございました。それでは佐藤委員、お願いいたします。

(佐藤委員) ありがとうございます。淑徳大学短期大学部の佐藤です。私の方からも全体に関わることで、3点ほどお伝えしたいと思っております。

1つは先ほどから出てきているパーマネンシーの考え方についてです。今回この都道府県社会的養育推進計画の策定要領の基本的考え方の中にも、一番初めのところに「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」という書き方がなされていて、これに関しては都道府県の関係者の皆さまだけでなく、市町村の家庭支援事業に携わる方々にもご理解をいただく機会はとても大切だと思います。特に一時保護の時、措置が決定された時、解除された時、それと自立や、地域に戻ってくる時、これらすべてに関わる方たちに、必要な考え方だと思います。これは計画の基本的な方向性を示すものとしても、ぜひその点をお願いしたいと思っています。

もう1つは計画の実態の把握についてお話がありましたが、やはり1年ずつを振り返っていくことはとても大切だと思います。向こう5年間の中間でもまた振り返りがあるかと思いますが、毎年毎年の積み重ねを見ていくということ

が今回も求められているので、その点、評価をどのようにしていくかという観点がとても大切というのが2点目です。

3点目は、県内の社会的養護の資源のばらつきの状況をできれば可視化していただけたらありがたいと思っています。社会的養護の施設や児童家庭支援センター等がどこにあるのか、地域的に空白になっているところがないか、そういったことについても見ながら、配置の状況や今後の整備の計画、目標の立て方が変わってくるので、それを3点目に挙げさせていただければと思います。

(増沢座長) ありがとうございます。これもすべての柱に関わる本質的なお話、パーマネンシー保障の定義も含めた共通認識を市町村も含めてきちんと地域全体で持つということ、それから評価について、特に社会的養護のばらつき具合や社会的養護の実態がどうなっているのかということも含めた評価ということ、どちらも非常に重要な視点をありがとうございました。

ほかに権利擁護の柱についてご意見ございますでしょうか。

それでは僕の方から、これも共通認識として持っておきたいこととして、ワーキングから社会的養護や里親にいる子どもの意見表明についていろいろな提案がなされていて、推進計画もどちらかというところに主眼が置かれています。一方で、一時保護されて在宅で支援している子どもたち、要するに要保護の子どもたちの権利擁護はどうなっているのか、おそらく保育園や学校ではマイノリティの存在であり、非常に暮らしにくい状況にいる子どもたちではないかと思いますが、その子たちの意見表明はどうなっているのか。更には、ワーキングの方で話が出ていた、教育も含めてとか、子どもの権利条例ということになるとすべての子どもが対象になってくるので、どこまでを視野に入れた推進計画にしていくのか、全体の子ども、社会的養護の子ども、あるいは地域の要保護の子どもというところを整理して具体的な案を考えていくことが大事なのではないかと思います。

それと援助方針会議への参画とか、児童相談所のソーシャルワークの協働、パートナーシップというようなところは、実は、ソーシャルワークの基本だと思っています。

それから一時保護所の環境については全国的なテーマで、実態把握も同時に進めながら喫緊に取り組まなければならない課題だと思うところです。ただ、

その時に、児童相談所の一時保護所だけではなくて、施設、あるいは里親やファミリーホームへの一時保護委託をどう考えていくのか。一時保護というのは、子どもの安全のための緊急保護とアセスメントのための保護という目的があります。これを達成するにはどうしたらいいかということも視野に入れて、一時保護の改革についてはきちんと力を入れて考えるところだと思いました。

ほかの委員の皆さんどうでしょうか。そうしましたら、後でもまた、ご意見をいただければと思いますので、先に進ませていただきます。

次が、子どもと家庭を地域で支援するという、まさに先ほど佐藤委員からご指摘のありました市町村の支援の柱立ての話に移りたいと思います。

こここそ、本当に実態把握が要るところではないかと思います。実際、市町村での要保護の子どもたちの実態とどのような支援を受けているのかということが、本当に見えないんですね。こここそ見える化して欲しいと思うところですし、先ほど高校生年齢で保護されたり施設に来たりした後の自立支援の難しさとについて福本所長からもご報告があつて、もっと言うと、保護されずに思春期・青年期に至った子どもたちの自立はどうなっているのかという、地域のあり方にも深く関わる問題です。今、いろいろな若者の犯罪あるいは犯罪被害について注目されていますが、その子たちのそれまでの養育環境や、その子たちに対する地域での支援がどうなっていたのかというのが問われるわけです。ここら辺は非常に実態把握が大事なところになると思うのですけれども、皆さんご意見ございますでしょうか。佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員) 策定要領でいう(3)の市区町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組みのところですが、今、増沢先生からもお話がありました通り、地域の中で家庭支援をしていくというのは、例えば、一時保護にならなくて済むような予防の観点からもとても重要なことですし、また市町村の中でどのぐらい家庭支援に寄与する事業が整備されているのかという状況を把握しておくこともとても大事です。今度法定化された家庭支援事業6事業、拡充されたものも含めてあるわけですが、実際にどのぐらい必要量が見込まれるのかについては、市町村が単独で把握していくことがかなり難しい側面もあり、要支援と要保護の子どもにも向けて資源を整備するというについては都道府県からもかなりバックアップが必要なところだと思います。

また、資源がないので、支援ができずに一時保護になっていたり、逆に一時保護を解除して地域に戻したいと思っても、家庭支援の体制が整わないので一時保護の期間が長期化したり、施設措置や里親措置になっていくということも、やはり起こっていることを考えますと、家庭支援事業の量的な確保と質的な確保をセットで計画の中でもバックアップしていかなければいけないと考えています。

また、民間との連携というのも今回の社会的養育推進計画の中でとても重視されているところだと思いますが、家庭支援事業の担い手の確保については、NPO法人や社会福祉法人等が挙げられていますけれども、この辺りは社会的養護の施設の多機能化ですとか、地域の社会資源としての協働体制のところとも深く関わると思います。ですので、市町村のご担当の方たちが社会的養護の資源として、今ある施設の方たちとも協働しながら、家庭支援事業の担い手として委託先として、一緒にやっていけるようなことも、とても大事になってくると思います。

特に、里親ショートステイをどのように整えていけるかとか活用できるかとかいう時に、市町村の家庭支援事業としての性格と、社会的養護としての資源の性格をどのように整理するのかというのは、おそらく県の方で、計画の中でも考えていかないといけないところだと思います。

(増沢座長) 貴重なご意見ありがとうございました。地域の実態把握の時に、確かに子ども家庭支援事業は幾つもあるわけです。その実施状況、具体的取組状況が本当に見えていないので、きちんと把握することは大事なことです。それと、もうひとつ大きく絡むのは母子保健事業です。市町村ではこの2大事業が、予防支援において非常に重要です。ところが、母子保健の方は少し国の方が厚く予算を出しているものの、多くが市が2分の1、国が2分の1ということで、全国を見ると、予算がないうちの市はやらないというようなことが結構あります。だからそこら辺をきちんと把握していかないと、先の行動計画を立てられないということになります。大事なご指摘をありがとうございました。

そして今度、乳児院や児童養護施設が、いろいろな市町村の事業をやろうとしたとしても、市町村がそのことを知らず予算もつけないとなったらもう、何も進まないという話になるので、ここは県が後押しするのが非常に重要なとこ

ろです。

そういう意味でも、児童家庭支援センターのことが話に出ていますが、神奈川県にはそれがない。児童福祉施設で非常に特殊、特徴的なのが、設置主体は都道府県で、やるのは市町村事業をやるという、唯一のもので、唯一のものです。全国の展開を見ても、市と県との支援の協働、コラボを考えたときに、児童家庭支援センターがそのパイプ役になっているということは聞いています。前向きに取り組もうとしている施設もあるということなので、これは具体的な案として進めるのが大事になってくるかと思えます。貴重なご意見ありがとうございます。

(山本委員) 何を問うにしても地域間格差は絶対存在しているわけです。児童人口比も、施設のあるところとないところでも違います。だから、これについては県単位ぐらいで広域に統一的な調査をしないと見えてこないものがあるし、ある意味それが地域間格差を浮き彫りにしてしまうようなネガティブなところもあり得るので、どこが凸凹しているかよりも、子どもがどこにいて何が重要かということがポイントです。どこの市が何できるかより、子どもがどのように居やすいのかということなので、県のレベルぐらいで、統一的な調査の定義とか方法を決めないと、今どこに子どもがいたら何が提供できそうかというモニター能力がいると思います。そういう意味では推計的なものの見方ができるリサーチクエストを置いた調査が要ると思います。

(増沢座長) ありがとうございます。こうなってくると少し調査部門みたいなものも必要になってくるかもしれないですね。ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

では、僕の方から、産前産後の周産期の支援について、今、児童虐待対応というのは、虐待があつて重症化した時に、家庭に介入するということがひとつありますが、やはり重症化させない予防的支援を強化させていくこと、特に市町村がすごく大事になっています。周産期に妊婦さんからの支援をして関係を構築して、継続的な関係の中で支援をしていくという、この方法が一番効果的であるというのが、世界で出されている唯一と言っていいくらいの虐待予防の効果があるエビデンスです。

そうした時に、先ほどパーマネンシーの話もありましたけれども、周産期の母子を少し抱えて支援するというシステム、それが母子生活支援施設が必要で

はないかという声になっているのではないかと思います、一時保護もショートステイも、今度は母子一緒にできるということになりました。周産期母子を親子で丸抱えできるような、特にひとり親家庭でかつ初産で里帰りもできないというお母さんが結構おられるので、そこの支援を強化するというのは、すごく効果がある。

実は昨日、全国の社会的養育フォーラムの大会がありまして、大阪市の母子生活支援施設で乳児院も持っているところが、まさにその実践を開始していて、すごい手応えを感じられているという報告でした。虐待を受けてきたお母さんがほとんどで、妊娠期で母体をケアするところで関係が繋がる。繋がり、支援を受けたことで、そこが自分の実家のようなところになっていくということです。支援を受けない、モチベーションが低いということがよく問題になりますが、この取組みで支援を受けるようになっていき、そして感謝するようになるという、逆に言うと妊娠、出産を機に、改めて健康を取り戻すチャンスを得るという報告がありました。これはぜひ神奈川県も学んで、取り組んでいくと相当の効果があるだろうと思った次第です。先ほど横堀先生がお話されました、全国各地の取組みで良い実践がありますので、そうしたことを学ぶというところも非常に重要かと思っています。

ほかに、どうでしょうか。そうしましたら、またもう一度ここには立ち返るとして、次の柱の方に移ります。家庭と同様の環境における養育の推進というところですが、ここが、一昨日出された通知で75%というような話があるところですが、それについては先ほど、本質論で、やっぱり実態把握の中で、現状をきちんと押さえて、あるべき姿を考えていくべきだというご意見があったところです。そのことに限らず、家庭と同様の環境における養育の推進について、ご意見をいただければと思います。

まず家庭支援、次に里親や養子縁組、そして施設という順番が決められているような形で出ていますが、先ほどご意見があったとおり、要は、その子がどういう状態なのか、アセスメントがきちんとあった上で適切な環境が提供されるというのは多分本筋だろうと思います。もちろん予防的支援においては、なるべく家庭と一緒に暮らせるよう目指すということに早期から取り組むということに尽きると思います。

(山本委員) この方針は、極端に言うとならGHQが日本占領後に出した方針そのままです。それだけ時間が経っているのに変わっていないということの意味をよく考えないといけないと思います。

要は、実態把握がないと単なる価値感で家庭優先と言っているだけで、その子どもにとって変わらない養育者というだけだったら何の進歩もないと感じます。ですから、やはりきちんと子どもの安全安心ニーズを、いつどこで誰が保証できるのかということのデータが必要ではないかと思います。

(増沢座長) ありがとうございます。やはり実態把握の重要性ということですね。そうでないと、理念と理念がぶつかり合っているけれども結論が出てこないという話で、子どもの最善の利益にかなっているかの分析を通して、数値目標や取組みを検討する。国に対しても根拠ある返信をしていくということですね。佐藤委員、お願いいたします。

(佐藤委員) ありがとうございます。これは国が今示している全体的な方針から考えると、本来、家庭養護が必要だと考えられる子どもに対しては、できる限り環境が保障されるようなケースマネジメントをしていくということがとても大事だという方向性が出されているわけです。そういう意味では、この中で書かれているように、里親家庭に委託できる子どもかどうかということについて十分なマッチングがまず必要ということがあると思います。それは今、増沢先生がおっしゃった、アセスメントが十分にできるかどうかということですか、あるいはご家庭の状況がどうかというような調査が十分に児童相談所等でできるかどうかということもそうですが、児童相談所や施設の方たちだけがそれをなさるとするのはとても大変なことだと思いますので、例えば里親支援センターや、今フォスターリング機関として活動しておられる方たちにも協働していただきながら、適切な委託先の里親さんとお子さんをマッチングするところをサポートしていただいたり、あるいは委託後の支援をじっくりやっていたり、不調となるケースを抑えていくような方向性というのをも併せて必要なことではないかと思います。

こうした見相によるケースマネジメントについては、それこそ先行している自治体で、福岡市や山梨県で、ケースマネジメントを児童相談所の中で移行班とか移行係というのを作りながら進めている例もありますので、どういう手法

であれば子どもたちのアセスメントやマッチング、その後の委託後のサポートができるかというところを、ぜひ一度、皆さんと情報共有しながら、神奈川県でも取り組めるものなのかどうか、そういったことも検討していただくと良いのではないかと思います。

(増沢座長) ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。宮川委員お願いいたします。

(宮川委員) はい。1つは、ワーキングの記録の中に、教育機関との連携という言葉が入ってきていて、それがすごく必要だと私は思っています。

幼稚園、保育所、あるいは小学校といったところで、なかなか育て方が難しいお子さんの話とか、親御さんとどういうふうと一緒にやっっていこうかという話は結構出ているはずだと思います。それがどのようにまとめられるかとか、あるいはどこまで家庭の背景等を話していいのかとかいうのは、守秘義務との関係ですごく悩むところではあるのですが、そういう機関、例えば教育相談センターとかが持っている情報というのは、割と実態把握をしやすい情報なのかなと、聞いていて思いました。ですから、もう少し教育機関との連携とか、それからせっきやく市町村でもいろいろな会議とか協議会とかをやっているわけですから、そこから情報を上げていただくというのは、必要なかなと考えたのが1つです。

それから、根本的な話ですが、理想的な養育環境というのをどのように考えているのかというの、基本的な、子どもが安心安全で自分らしく暮らせる養育というふうにくくってよいのか、それとも、経済的な基盤があって好きなことができるかというところまで広げていいのかとか、そういうようなことは、国から示された文章を読む時に、若干疑問に思ってしまうところがございます。

(増沢座長) 非常に大事なご意見ありがとうございます。やはり在宅支援を考える時に、教育との連携あるいは幼稚園、保育園との連携は絶対必須なわけで、この議論の中でもそうですが、少し遠いんですよね。でも、多分それぞれの保育園や学校でも困られていて、そこをきちんとコラボして検討していくことが、必要だと思います。本当に貴重なご意見です。

それと、子どもの適切な環境とは何なのかというところの定義づけについてきちんと議論しておく必要があるというのはそのとおりだと思います。ありが

とうございました。ほかにどうでしょうか。荒木田先生お願いします。

(荒木田委員) 今の教育機関との関係というところで、学校の中にはスクールソーシャルワーカーさんという職種があって、神奈川県としてお雇いになっていて、学校に派遣しているのだらうと思うので、常に学校にいるわけではないのですけれども、学校現場としては本当に忙しい中で、いろいろな対応しているというところで、このスクールソーシャルワーカーさんを上手に活用するすべはないのかと思いました。

(増沢座長) ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーの活用ということで、こども家庭センターの構想の一番の目的は児童福祉の分野と、母子保健の分野をどう統合して、連携していくのかということが目玉になっていて、ただ、その検討委員会の中でも、そこに教育もということは常に出ていた話です。この辺りも、市町村の連携システムづくり、要対協が形だけではなく、どれだけ意味のある機能を持つ会議体になるかということにも関係する話だと思いますが、やはり県がそこをきちんと後押しして欲しいところです。

本来、児童相談所の機能としては、相談機能、一時保護機能、措置機能と並んで、市町村支援機能が4つの機能の一つとして位置づけられています。そこを踏まえた上で、今日のご意見も踏まえてこ入れが必要と思います。貴重なご意見ありがとうございます。ほか、どうでしょうか。

そうしましたら、僕の方からもう1点です。この後、自立支援についてもご意見をお聞きしていきますが、その前に、自立支援のワーキングの方で精神科医療の話がたくさん出てきています。実は死亡事例を見ると、ゼロ歳児がものすごく多くて、死亡事例の半数は心中です。心中の事例で抱えている課題の多くは精神疾患であるし、それから乳幼児死亡でも精神疾患の問題、産後うつ病を初めとした精神疾患の問題と言われていて、国の死亡事例の検証報告は第19次報告まで出ていますが、当初から保護者の精神疾患の問題については指摘され続けています。これまでの報告書にある提言の中にも、地域の精神科医療、そして、精神保健センターと母子保健・児童福祉との連携の必要性、連携システムの必要性がうたわれているのですが、どこもうまくできていない。ここも市と県との壁があるのかもしれませんが。実は早期支援する時、乳児院に入所しているお子さんや、一時保護されているお子さんのお母さんたちに精神疾患を

抱えている方々がすごく多くて、乳児院の職員さんはその対応にすごく苦慮しながら、一生懸命支援されている。母子保健の保健師さんも、精神疾患のお母さんの対応にすごく苦慮されているけれども、その時に、精神保健センターと連携して云々ということが出てこないんですね。精神保健センターは県設置で、母子保健センターが市町村というところで、やはりそこでも、県と市の壁の厚さみたいな、同じ保健師さんがいるはずだけれど、意外と連携が取れてないという現状があります。

自立支援のところで精神科医療との連携について結構意見が出ていたのを聞いて、実はそれは地域支援においても、かなり重要なことではないかと思いました。

それでは次の4つめの柱、代替養育を経験した子どもの自立支援ということで、ご意見をお願いいたします。

おそらく自立支援のテーマは、ぐるっと回ると地域の早期支援のテーマと重なってくると思いますので、精神疾患の話が繋がるというのはそういうところにもあります。望月委員お願いいたします。

(望月委員) お世話になります、望月です。この点で、先ほどワーキングの発表のところで、とても大事だと思ったことがありまして、自立とは頼れるところをたくさん作るということ、頼っていいんだということですね。自分が、今これができないとか、これに困っているということを、声を上げられるということが自立の出口になっていって、そして自己実現とか自分を作っていくところになるんだなど。だから、相談できる場所をしっかりと持っていき、繋がっていくということが必要なんですけども、やはりその相談できる場所を知らないお母さんたち、若者たちが多いので、それをどのようにつなげていくのかというのがあると思います。地域の中にはいろいろなNPOですとか、いろいろなセンターとかをやっている人たちもいて、またそういうところに属していなくても、地域で、何とか若者たちの力になりたいとか、子どもたちを見守りたいという思いはあっても、それにどうやって入り込んだらいいのかとか、どうやって手助けしていったらいいのか、いきなり近寄っていくとやはり変に思われてしまうということもあります。これは私たちもやらなくてはいけないと思いますが、そういう受け皿をしっかりと予算化をして、地域

支援のためそして自立のためには、何が必要かというその具体的な要素をしっかり盛り込んでいって、何かやりたい、手伝える、自分の経験を使えるというような人たちを、担い手としてそこに受け入れていく。そういう体制を作らなくてはいけないと思いました。

先ほど、大阪の事例ですごく良いなと思ったのは、妊娠・出産を契機に、自分だけではどうにもならないので医療に関わって、今まで孤独だったけれども、そういう支援に関わることで、とてもうれしかったということを実感して、また、頼ってもよいということに気づいたというお話です。時には、そういう支援に感謝をして、今度は自分が担い手になっていくような姿も、私は地域でいっぱい見てきておりますので、やはりそうした受け皿を作り、頼れるところが繋がっていくということが大事だと思った次第です。

自立の出口をどこにするかというところを明確にしておかなければ、自己決定がなかなかできず、自立のところで迷ってしまい、落ち込んでいって、もう先がないんだと思っている若者も多いとずっと感じておりました。

(増沢座長) 貴重なご意見ありがとうございます。施設から自立する子どもは、本当に施設の中では、クリスマス会とかいろいろあったりしても、1歩外へ出ると、ものすごく孤独なんですよね。その人たちが集える居場所づくり、今さかんに当事者の方々が居場所づくりを始めているのですが、一方で望月委員のご指摘されましたような、保護されずにいた若者が、施設にいたことはなくても、施設の当事者たちが作っている居場所に来られることがけっこう多くて、家はあるけど居場所がないというのは子どもたちが家に戻れずにいる、つまり、心のホームレスみたいな若者がいっぱいいるということなんです。

国の方も、若者の居場所事業を始めているのですが、いきなり児童相談所に何とかしてくれとは言いきいわけで、そういった敷居の低い場所を様々な場所に作る必要がある。そうした予算もつけていただいて、作っていくというのは、大事なことだと思います。ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。鶴飼委員お願いいたします。

(鶴飼委員) 施設という狭い世界での話になりますが、自立と依存というのは、施設での職員の悩みのひとつでありまして、いつも自立と依存というのを綱引きしているような感じがします。

よくアドラーの課題の分離を例に出すのですけれども、水辺に馬を連れて行って、その水を飲むかどうかは、馬の課題だと。ところが、我々は、どうしても馬に水を飲ませようとしてしまうと。ここで困るのは誰かという、子どもが一番困るのですけれども、そこでつい無意識のうちに手を出してしまう。これはパターンリズムではないのですけれども、その子のためだと思ってやるのですが、実際には無意識のうちに自立の足を引っ張っていることもあるので、常に施設は、自立と依存の綱引きをしていて困って、最終的にはあすなろサポートステーションにお願いしてしまうというようなケースが結構あります。

ですから、施設というのは自立に対しての1つのきっかけを提供すると私は思っているのですけれども、そのきっかけの内容について、どういうものを子どもたちに提供してあげたらいいのかというのは、非常に大きな悩みを抱えていると思っています。

(増沢座長) ありがとうございます。ずっとお世話してればいいという話ではなくて、どこで独り立ちしていくのかというところを、どのように後方から支えていくのか。施設でアフターケア支援等が義務化された時に、心配だから定期的に会いに行くこともしています。

でも、よくよく考えてみると、自分の息子が18歳を超えて一人暮らしを始めた時に、毎月のようにその家に行くという父親母親はそうはいないだろうと思います。しかし親として、その子が今何をしているかは分かっている、困った時にはちゃんと手助けできるパイプはできている。どの家庭もそれは確実にあるんだと思いますが、それが脆弱ということです。

先ほど評価のお話もありましたが、子どもたちが施設を出した後何をしているのか実態が分からない子どもがいて、そのことが問題です。先ほどいろいろな評価の話がありましたが、支援を受けた子どもたちが、今どうであるかを把握するシステムが必要だと思います。

いざ困った時には、きちんと頼ってくれて、そして対応できる仕組みということになるのかなと、今の意見を聞いていて思ったところです。ほかの先生方どうでしょうか。山本委員お願いいたします。

(山本委員) 私の経験をちょっと紹介しておきたいと思います。

児童自立支援施設は残念ながらとても予後が悪いです。今から20年以上前の

話ですが、5年間、女子の退所児を追跡しました。約半数が行方知れずでしたが、5年ぐらいすると刑務所か精神病院に入っているということが多かったです。その中で、何とかそういう環境をくぐり抜けて、子どもを産んで、母子家庭になっている人もいましたけど、所帯を持っているという一群がいました。

この子たちと他の子はどこが違うのか探したのですが、児童相談所の記録からは何も出てこなかった。最後に、ぶっちゃけてどうなんだろうと言って探し直したところ、その子のお母さんが無条件にその子を守っているケースでした。逃がすし、かばうし、かくまうしで、相談所から見たら具合の悪い人たちだった。

でも、結局その子どもたちは逆境をくぐり抜けていたんです。かなり環境の悪い子どもたちにとって、25歳ぐらいまでが勝負なんですよ。その間とにかく無条件にお母さんが守ってくれる場所がある子はくぐり抜けているんです。いいか悪いかというのはありますけれど。

だから、そういう視点が要るかなと、我々があるべき姿と思っているのとは、実態は違っていたという感じがいつも残っています。

(増沢座長) ありがとうございます。貴重な意見だと思います。マジョリティーからよりよい家庭を考えて、その基準からすると駄目だということですが、親子の関係はきちんとついている。実は、それは非常に重要な保護要件だという話だったと思います。世代間連鎖を止める要因をメタ研究した結果があって、1つ、家庭以外に信頼できる人と出会えたこと。2つ、その人に健康な力があつたこと。3つ目が、虐待があつても、親が子どもをかわいいと思つていた、そこには情緒的な繋がりがあつたというのが要件として、エビデンスとして示されています。とすると、それは強みなので、大切にします。だからやっぱり親子一緒に支援とか、親子の関係性をきちんとアセスメントするというのがすごく大事だと、改めて思ったところです。ありがとうございます。

では、荒木田委員お願いいたします。

(荒木田委員) 今までのディスカッションを聞いていて感じたことと、私の疑問なのですけれども、お子さん自身も精神疾患を持っている方々が多くて、その方々が自立していくことを考えた時に、先ほどお話があつた、県の組織である精神保健福祉センターがしっかりといろいろなところで動くべきだという話

もよく分かります。でも、今、精神保健関係が市の方に下りているので、市が把握することも大事だと思いました。

でも、18歳を過ぎてしまえば子どもたちは本当にいろいろなところに行って、いくら市が情報を持っていても、それが結局無に帰してしまうと言うとひどい話なのですが、いろいろなところで自分たちの活動を始めていく。その中でいろいろな問題が、トラブルが起きたり、また、孤立が強くなってしまったりすると思いました。

言いたいことはここなのですが、18ページの取組案の中に、児童相談所の記録の保存というようなことも書いてありますけれども、お子さんが自立していく際に、自分の記録は、どれだけ持って自立していけるのか、自分はこういう人間でこういう経過を持って育ってきてという記録は、どれだけ持って自立していけるのだろうかというところが私の疑問で、何か外に援助を求める際にも、実は私こういうことがあってということが言えるような資料は必要ではないかなと思いました。

私はこのあたりの知識が全然ないので、その辺りはもうすでに十分にありますということであれば、それはそれでいいなと思っております。

(増沢座長) 貴重なご意見ありがとうございます。今、さかんにライフストーリーワークの取組みが始まっていて、自分の人生史をきちんと収めて自立しましょうという動きが始まっています。だけど、その子の記録がどこまで残っていて、それを自分が持っていけるかどうかということについては、まだ十分ではないし、もっと言うと時が来れば記録が破棄されているということが起きているので、前回も児童相談所の記録保持期間の話があって、何年かでなくなってしまって、一切記録がないという状況なので、記録の保持期間と、意見表明もそうですけれども、きちんと子どもの話を聞き大事なことは伝えるという取組みは強化されていかないといけないということのご指摘だと思います。貴重な意見ありがとうございます。佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員) ありがとうございます。この柱の4に関しては、社会的養護のもとに行った方の自立支援ですとかアフターケアに関わるようなところももちろんですが、お話の中にも出ていた、在宅ですと生活して行って、家はあるけれども居場所のない子どもさんたちのサポートという観点もとても大事だと

思っています。

具体的には、例えば今回、新規事業として社会的養護自立支援拠点事業というものができることになっています。これは、「社会的養護」とあるので、在宅でどこの支援にも繋がらなかった子どもが対象になっているということが読み取りにくい名称ではあるのですが、お家にはなかなか相談ができなくて、でも孤立してしまっているという若者も地域にたくさんいる中で、こういった新しい事業でも、大人になって若者と呼ばれている、自立と考えられている期間をサポートできるような資源も、できるだけ活用できるように計画の中に盛り込んでいただき、またこれも地域の市町村のご担当の方にもしっかりと知っていただけるようなことがとても大事ではないかと感じました。

もう1つは児童福祉以外の制度との連携ということも先ほどから出てきていますが、年齢によって支援が受けられなくなる状態というのを、できるだけ改善していくことで切れ目をなくしていくことが大事だと思います。

そういう意味では、子どもの福祉の範疇だけではなくて若者支援に関わる施策とも連携を取っていけるようなことが、この計画の中にも入ってくるのではないかと思いますし、そういった支援をしている民間の団体の方たちの力を借りることについても盛り込まれていくと、もう少し地域の中で受け入れやすいというか、なかなかアクセスできない方たちもアクセスしやすくなるのではないかと感じました。

(増沢座長) 貴重なご意見をありがとうございます。海外では若者のホームレス問題と言っているんですね。ホームレスというのは家がないのかということではなくて、家があっても居場所がない子たちなんですよ。だからいろいろなところにアパートみたいなのがあって、いつでも来ていいよと言って間口を広げていて、多分日本でも必要なんだろうと思います。そうでないと、インフラを求めて、お腹を空かしている子どもたちが犯罪に巻き込まれてしまうということが起きるので、すごく大事なところのご指摘ありがとうございます。

ほかに、皆さんどうでしょうか。そうしましたら、もう一度改めて全体を通して、ご意見をいただければと思います。後藤委員お願いいたします。

(後藤委員) 最初に戻って、私の立場からいつも言っていることですが、やはり

ハイリスク母子のスクリーニングについて、いろいろな形でされてはいるのですけれども、やはり点でされているところが多いですし、それから市町村の差ももちろんあります。ハイリスク母子がスタートですから、まず、産科と保健センターと保育所と、それから今は虐待通報が隣近所からもされていますから、そういう一般市民からの、ハイリスク母子についての通報みたいなものの窓口というか、受け皿を作ってもいいかなと思います。

とにかくスタートが大事と私は思います。ハイリスクの定義も、すごくハードルを高くする定義もありますし、例えば双胎だというだけでも相当ハイリスクだと思うのですけれども、もう一度ハイリスクの定義を市町村なり、市町村同士なりで確認する。それから、保健師さんと保育士さんとの連携があまり密ではないということもありますので、保健センターは母子保健にかなり力を入れていますが、保育所にはそんなに乳児はいませんから、保育士さんにハイリスクという概念の教育をすとか、そういうこともあっていいかと素朴に思います。

(増沢座長) 貴重なご意見ありがとうございます。周産期のハイリスクについては、市町村で特定妊婦と認定して、登録して支援しましょうということにはなっていますが、この特定妊婦の認定基準はバラバラで、後藤委員のおっしゃる通りだと思います。

また、特定妊婦ということになると、出産した後、0歳児保育、保育園を利用するというのは基本的にはほとんどマストとして考えられているはずなのに、母子保健と保育士さんとの連携というのは、必ずしも強くないというところで、やっぱり市町村のチームづくり、連携づくりというのも抜本的にきちんと強化していくことも計画の中に入れていくことが大事だと思います。ありがとうございます。荒木田委員、お願いいたします。

(荒木田委員) 先ほどから、市町村の実態を把握することの必要性が、いろいろ述べられていて、本当にそれはそれで、この辺り調査した方がいいですよというお話もありました。

先ほどの後藤委員の話の中でも、母子保健、いわゆる入口のところとの連携とかもすごく重要だという話がありました。私は正直、市町村の保健をそれほどよく分かっているわけではないのですけれども、神奈川県の中で、大きな

市とか、保健所を持っているような中核市のレベルですと、かなり保健師さんのトレーニングもされているところがあるのですが、高齢者が多くて、人口も少なく、保健師数も少ないというようなところだと、どうやって様々な事業を市で回していくのだろうかといった時に、とてもできないという反応があるだろうなと思います。

もちろん保健師等のトレーニングも含めてのことですが、神奈川県は、日本一保健師数が少ないので、とてもやりきれないという思いがあると思います。県がそれをすべてカバーしなければいけないという訳ではないと思いますが、調査をされる時に、ぜひ、市としてどのような支援を必要としているのか、県側にどのような支援を期待しているのか、というようなところも聞き取っていただかないと、絵に描いた餅になってしまうと思いますので、そうしたところもご配慮いただいた調査をしていただくといいのかなと思いました。

(増沢座長) 貴重な、大事なご意見ありがとうございます。やはり市町村の視点に立った調査を行った上で推進計画にしていくというのは本当にそのとおりだと思います。それから優先順位も、どこまでできるのかというのは、予算の制約も当然あるわけで、どう優先順位を考えていくのかという辺りも、これから具体的な取組案を作っていく上では大事になるかと思います。寺下委員お願いいたします。

(寺下委員) 私は民生委員を長くやっています。専門的なことはよく分かりませんが、地域の中に入っていくという部分では、民生委員児童委員が担っているので、例えば妊娠した方、それから出産した後のケアとか、話し相手とか、最近核家族が多いので、そういう部分でのお手伝いができるのではないかと思います。児童相談所にも、もう少し、民生委員や児童委員を使ったらという話をするのですが、守秘義務とかいろいろな難しい部分があったり、慣れない民生委員でそういう専門的なことが分からない方も多かったりということもありますが、地域の中で生活していく上での話し相手とか、相談に乗るとか、パイプとしてつなぎ役になることはできるかと思うので、そういうことができるといいかなと思いました。

(増沢委員) ありがとうございます。やはり、地域をよく知っておられる方がきちんと関与されていくというのはとても大事だと思います。貴重なご意見あ

りがとうございます。小村委員お願いいたします。

(小村委員) 私は弁護士をやっています、神奈川県内の県所管ではない市の児童相談所の勤務弁護士をしたり、個別のケースでお子さんのお手伝いをしたりしています。ただ、あまり統計的にいろいろなことを知っているわけではないのですが、やはり一時保護所からの出口がないということは、すごく実感としてあります。

これまで出会ったお子さんの中で、本当は自分は一時保護をしてもらう状況にあるのだろうけど、過去に一時保護されたことがあって、この年齢だと行くところないですね、保護所から出先がないのは分かっているの、という感じで、そもそも一時保護は望みませんというお子さんがいらしたこともありました。

あと、例えば少年審判で、本当は児童自立支援施設に入所するのが最適な子だけれども、定員的に無理なので家庭裁判所が審判をせず、少年院に行く。そうすると、保育所の待機児童とかと一緒に、待機の列に並んでいる子の人数は分かるけれども、そもそもその列に並んだことにカウントされてないお子さんたちがいっぱいいると思います。一時保護所だけは他にないので、定員超過になっているという実態が、今日も定員超過、今週も定員超過というのが数で分かるのですけれども、出口のなさについては、エントリー前に諦めてしまったり、調整したり、あと、一時保護所で長くいるお子さんたちが、本当は何が足りていないのかというところが、数値化して見えているのかなというのはすごく思っています。

だから家庭的な養護、なるべく里親を増やそうとかでもいいのですが、とにかく何でもいから出口が欲しいというか、もう大規模施設でもいいから欲しいというのが現状ではないかと思っています。

最初、現状把握が大事というところで、質もそうですけれど、やはり数が足りてないというところの把握がきちんとされていないのではないかと思いますし、していただきたい。絶対的に足りていないのではないかと感じています。

(増沢座長) ありがとうございます。大切なご意見です。多分、社会的養護に関係している人は、今の小村委員のご発言はみんなそのとおりに思われているのではないかと思います。要は、本当に一時保護されるべき子どもが保護され

ない、それはもう一時保護所が満杯だから。本当は、そこから施設や里親で代替養育を提供しなければいけない子どもがいるのだけれど、そこもいっぱいで行けない。そんな状況なのだと思います。

今、社会的養護の子どもが約4万5千人と言われていて、それは児童人口の0.25%。諸外国を見れば0.8%ぐらいが大体平均です。本当はそのくらいいるかもしれないのにキャパがない。一番恐れているのが、計画で里親何割施設何割ということが出てくると、施設入所をあえて減らすことによって、里親委託率を上げるという操作をし始めたら、それこそ本末転倒でとんでもないことが起きてしまう。それが起きていないことを本当に強く願いますが、小村委員がおっしゃられたことはとても大事で、必要な子どもに必要な資源を提供できる仕組みにするということが、まずはとにかく前提です。大事なご意見をありがとうございました。ほか、ご意見がないでしょうか。

(佐藤委員) 市区町村の子ども家庭支援体制というところでもう1つお伝えしておきたいと思っております。先ほどは家庭支援事業に関わる話をさせていただきましたが、この事業の量的な確保は、こども家庭センターの設置とサポートプランを策定していく上での、ものすごく基本的な社会資源になり得るというところでの発言なんです。

それで、今度この社会的養育推進計画の中でもこども家庭センター設置数の目標数値を入れるということですか、サポートプランの策定数、みたいなところも指標として挙がってしまっていて、やはり市町村の中でこども家庭センターをどのように立ち上げることができて、そして機能させられるかというのは、母子保健と児童福祉の一体的な支援を提供するというところでも、基本的なプラットフォームになっていくものだと思います。

そういう意味では、人的な確保の課題ですとか、専門性についても、もうずっと言われてきていることですが、人の確保のところでも、民間の社会福祉法人等との連携というのはかなり指摘されていて、その具体的な手法として、例えば在籍出向みたいなものも、実際に取り組まれているところもあります。役所の支援拠点の中に、児童家庭支援センターの職員さんが数名一緒に机を並べてケースのマネジメントをしていたりというようなお話も伺っているので、具体的に市町村の力をバックアップしながら、在宅家庭支援をすることが予防

にも繋がって、一時保護とか施設を措置解除になった子どもさんの家庭復帰を支えるというところでも、サポートプランを児童相談所と協働しながら作成するというようなことも必要になってくると思います。地域の体制整備というのは、そういうところとも繋がっているということで、計画の中でも位置付けていただけたらとてもありがたいと思いました。

(増沢座長) ありがとうございます。こども家庭センターの設置というのが方向付けられて、ガイドラインも国から示されているので、支援プランをどう作っていくのかというのが肝だと思います。支援プランなしにいろいろやってきたということが市町村ではけっこう多くて、やはりそこにはアセスメントも必要になるということですし、コラボレーションも当然必要となりますので、その辺りは県の方も少し認識を高く持っていただいて、市町村を支援していくということが大事かと思います。庄先生、いかがでしょうか。

(庄委員) 皆さんおっしゃるとおりで、いろいろと難しいと感じています。医療では、横浜市よりも神奈川県の方が児童精神科医もさらに少ない印象があります。医療体制の構築も、児童精神科医とか、児童の心に携わる医師をどう増やしていくか、その連携というのも課題が大きくて、いろいろ話し合いを続けているのですが、そちらの面も、なかなか難しいなと思いつつやっております。

(増沢委員) ありがとうございます。高橋委員、いかがでしょうか。

(高橋委員) 初めて参加させていただきまして、大変勉強になったところです。やはり、こういった計画を作るに当たりまして、現状把握ですとか、課題認識、今後の取組案等々いろいろと検討していただいていますけれども、計画を作った後、実際にいかに実施をするかという体制がやはり一番大事だと思っています。

現在、人口減少社会になって、その反面、こうした支援対象のお子さんが増えている。逆に言えば、お子さんに対するフォローする側の人数が減っている中で、一人ひとりに合った、ある種オーダーメイドだと思いますが、一人ひとり環境も違えば性格も違う、状況も違う中で、オーダーメイド型の支援をするためには、支援を提供する側のスキルアップも大事ですけれども、そもそも今、フォローする側の人材が不足している中で、その人材確保をどうするのか。相

手が人間ですから、粗製乱造してはいけないわけですよ。数が多くても、その人のスキルが伴っていなければ、これは子どもたちの幸せには繋がらないわけですので、人材確保、人材育成、スキルアップ、この辺りがしっかりと裏付けをされた上で、計画を策定して推進していただきたいと思いました。

そのためには、予算のこともありますが、予算は議会でつけていけばいい話なので、一番は、この計画を推進するための人材の確保・育成、そこをもう少し手厚くしていかなければいけないと思いました。

(増沢座長) ありがとうございます。本当に重大な課題のご指摘だったと思います。現状、本当に人材不足なんですよ。そこも実は推進計画の中にきちんと入れ込まなければいけないということと、それとやはり専門性が要るということで、この2回の部会の中では出てきていませんけれども、今度、認定資格のこども家庭ソーシャルワーカーの養成が始まりますので、それもうまく活用しながら、また、こども家庭センターにおいては統括支援員の方々の研修も始まります。このような人材育成についての取組みも少しずつ始まっていますので、そこもまた横に見ながら進めていくということが大事になるのかなと思います。

何よりもこの領域で働く人が本当に増えていって欲しいと思うのですが、なりたがらない人の方が多い現状をどうするのかというのは、本当に深刻な課題だと思います。ありがとうございます。古屋委員、いかがでしょうか。

(古屋委員) 私はNPO法人で、認知症のグループホームで働いています。グループホームを建てる時に、産後のお母さんをサポートするようなスペースも作ろうという計画があったみたいなのですが、理由はよく分かりませんが、いろいろとお話を聞いていると、どうしても市の方から許可が下りなかったようです。看護婦さんが常にいなければいけないとか制約があって、そういうところを作りたいと思っても、作ることがかなわなかったんですね。いろいろ難しいんだと、お話を聞きながら考えておりました。

(増沢委員) ありがとうございます。今回第2回目ということで、取組案をどうしていくかというのも本当にたくさんの視点でご意見いただきました。これを具体的にどう計画に載せていくのかというのはこれからの議論になってくると思いますので、とにかく子どもを真ん中において、子どもの利益に資する

計画をきちんと作っていくということが、我々の大事なミッションだと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

そろそろ時間になりましたが、これだけは言っておきたいということがございましたら、ご意見お願いいたします。

よろしいでしょうか。いろいろな意見が出ましたので、これを事務局に整理していただいて、また、ワーキングの方でも練っていただくというようなところに進んでいくかと思えます。皆さん、今日は本当に貴重なご意見をありがとうございました。それでは事務局にお返ししてよろしいでしょうか。

(事務局) 増沢座長ありがとうございました。委員の皆さまにおかれましても大変お疲れさまでした。長時間にわたる活発なご審議をありがとうございました。なお、限られた時間の中でのご審議でしたので、本日いただいた意見以外に何かお気づきの点等ございましたら、3月21日の木曜日を目途に、メール等で事務局にお寄せいただければと思います。

また、今後のスケジュールですが、令和6年度は、委員の改選の年に当たっておりますので、8月の改選前の7月に次回の合同開催を行いたいと考えております。日程調整につきましては、近日中に事務局よりご連絡をさせていただきます。

また、毎年度末に開催しております児童福祉審議会の総会につきましては、昨年度と同様に書面開催により実施いたします。こちらにつきましても、近日中に事務局よりご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、神奈川県社会的養育推進計画改定に係る神奈川県児童福祉審議会、施設里親部会、権利擁護部会の第2回合同開催を終了とさせていただきます。本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。